

●香川県監査委員公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があつたので、次のとおり公表する。

平成24年6月8日

香川県監査委員 仲山省三
同 鍋嶋明人
同 綾田福雄
同 黒島啓

- 1 監査対象部局 公安委員会
- 2 監査対象年度 平成23年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措置の状況
指導注意事項	<p>(1) ETCカードの使用管理について ETCカード使用後は、保管管理者へ速やかに返却する必要がある。 (刑事企画課)</p> <p>(2) 修繕代について 修繕工事内容及び請求内訳の詳細を把握し、精査する必要がある。 (交通規制課)</p> <p>(3) 超過勤務手当の支給について ア 週休日に県外で公務に従事した者に対して、振替処理できない場合は超過勤務手当を支給する必要がある。 (機動隊) イ 超過勤務手当について、3件の支給漏れがあったので、支給する必要がある。 (さぬき警察署)</p> <p>(4) 歳入の調定について 歳入の調定について、金額に誤りがあるとともに、調定時期が6か月以上遅延しているものがあった。 (善通寺警察署)</p>	<p>(1) ETCカードの使用管理について 今後は、ETCカードの使用管理規定を遵守し、使用後は、速やかに保管管理者へ返納させるよう徹底した。</p> <p>(2) 修繕代について 該当業者に対し、請求内訳書に単価・数量等を明記させるよう指導し、修繕工事内容及び請求内容が精査できる請求書等を徹すこととした。</p> <p>(3) 超過勤務手当の支給について ア 確認の上、平成24年3月給料支給時に該当者に対し追給した。 イ 確認の上、平成24年3月給料支給時に該当者に対し追給した。</p> <p>(4) 歳入の調定について 確認の上、平成24年3月に正当調定額との差額を還付し、今後、手続が適切に行われるよう徹底した。</p>